

医療法人財団厚生協会 東京足立病院

「一般事業主行動計画」

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年1月11日から令和7年4月10日まで

2. 内 容

目標1：産前産後休業や育児・介護休業、育児・介護休業給付、産育休中の社会保険料免除など諸制度の周知や情報提供を行う。

(対策)

○令和3年1月

育児・介護休業規程をグループウェアを利用し周知させる。

○令和3年5月以降

職員からの問い合わせに対応できるよう管理職に対し研修を行う。

目標2：年次有給休暇の取得率の職場間格差を是正する。

(対策)

○令和3年4月以降

半期毎、各職場の年次有給休暇の取得実績を確認する。

○年度毎、取得率の低い職場に対し担当部長が職場長から職場環境を聴取し助言、改善を促す。